

第2回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年10月7日 13:30 ~ 17:15		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
○ 主な審議事項 1. 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 公労使全体での審議後、公労・公使の個別協議を断続的に行い、労使双方から引上げ額の提示を受けた。（提示内容は下欄のとおり。） 労使の提示額に隔たりがあることから、次回以降も協議を行うこととした。 2. その他 なし			
○ 主な意見の要旨 労働者側 自動車産業でも岐阜県から愛知県に就職先として流れており、隣接する愛知県の数値を意識せざるを得ない。愛知県の数値を意識するということで、愛知県の春闘賃金引上げ率が5.46%であるが、これを参考に岐阜県における現行特定最低賃金額1,117円を乗じた61円引上げを当初提示。 その後、特定最低賃金設定による自動車産業の優位性はこれまでも地域別最低賃金を上回ったり下回ったりと協議を重ねながら保ってきた歴史があることから、本年は地域別最低賃金の引上げ額56円を重視したい旨を主張。 使用者側 中小、小規模事業者への価格転嫁が厳しくなっている現状に加え、地政学的な問題、災害への対応等で原資も厳しくなっている状況下で、特定最低賃金により産業の優位性をキープすることは難しいとして、当初は現行特定最低賃金額から5円引上げ（時間額1,122円）を主張。その後も地域別最低賃金が大幅に上がる中で、中小・小規模事業者がこの状況についていくのが難しいこと、最賃基礎調査データで未満率が14.6%と出ていることは、長い目で見たときの持続可能性も考えねばならないとし、過去10年間の引上げ率の平均2.7%から30円引上げを主張。			